

住宅の脱炭素化促進事業（経済産業省・国土交通省連携事業）

【令和9年度要求額 12,500百万円（8,000百万円）】

新築住宅におけるCFP表示製品等の使用、既存住宅のZEHリノベや断熱リフォーム等による脱炭素化を支援します。

1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年ネットゼロの実現に貢献するため、住宅の断熱化や省エネ化等を支援し、住宅分野の脱炭素化とウェルビーイング／高い生活の質の実現を図る。

2. 事業内容

(1) 戸建住宅・集合住宅における環境影響評価の活用促進事業

窓又は断熱材の一部にCFP（カーボンフットプリント）表示製品等※を使用し、かつ、断熱性能等について一定の要件を満たす戸建住宅・集合住宅を新築する者に対する補助

※ 令和9年度中にCFPを公表する製品を含む

(2) 戸建住宅・集合住宅のZEH化・省CO2化促進事業

① 新築集合住宅のZEH-M化等支援※1

ZEH-Mの要件を満たす集合住宅を新築する者に対する補助

② 既存住宅のZEH化改修促進支援

既存住宅をZEH水準の要件を満たす住宅に改修する者及び既存住宅の省エネ診断を行う者に対する補助

③ 新築戸建住宅のZEH・ZEH+化等支援※2

ZEH又はZEH+の要件を満たす戸建住宅を新築する者に対する補助

※1 高層ZEH-Mは過去に採択された案件の継続分に限る

※2 過去に採択された案件の継続分に限る

(3) 既存住宅の断熱リフォーム支援事業

既存住宅の断熱リフォームを行う者に対する補助

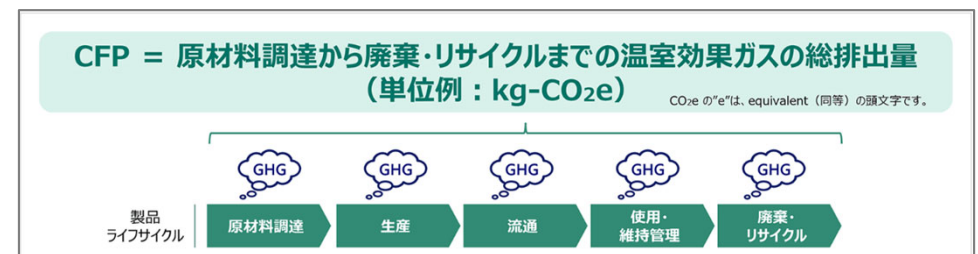
(4) 省エネ住宅の普及拡大に向けた課題分析・解決手法に係る調査検討事業

省エネ住宅に関する課題分析・調査検討業務の委託

3. 事業スキーム

- 事業形態： (1) (2) (3) 間接補助事業 (4) 委託事業
- 補助対象・委託先： (1) (2) (3) 住宅取得者等 (4) 民間事業者・団体
- 実施期間： 令和8年度～令和10年度

4. 事業イメージ



住宅の脱炭素化促進事業のうち、 (1) 戸建住宅・集合住宅における環境影響評価の活用促進事業（経済産業省・国土交通省連携事業）



新築住宅におけるCFP表示製品等の使用等による脱炭素化を支援します。

1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年ネットゼロの実現に貢献するため、住宅の断熱化や省エネ化等を支援し、住宅分野の脱炭素化とウェルビーイング／高い生活の質の実現を図る。

2. 事業内容

窓又は断熱材の一部に、GHG排出量等の環境情報を定量的に算出し、環境影響を評価する仕組みであるCFP（カーボンフットプリント）表示製品又はEPD（環境製品宣言）取得製品※を使用し、かつ、断熱性能等について一定の要件を満たす新築戸建住宅・新築集合住宅に対して補助します。

※令和9年度中にCFPを公表する製品を含む

- 1) 戸建住宅（1～4地域）：90万円/戸
（5～8地域）：80万円/戸
- 2) 集合住宅（低層・中層・高層）：50万円/戸
LCCO2の算定を行った場合：60万円/戸
- 3) 上記に加え、グリーン鉄、CLT（直交集成板）、蓄電システム、EV充電設備等に対して別途補助します。

3. 事業スキーム

- 事業形態：間接補助事業
- 補助対象：住宅取得者等
- 実施期間：令和8年度～令和10年度

4. 補助対象の例



【補助対象住宅の省エネ性能等】

		外皮基準	一次エネルギー消費量削減率	
			省エネのみ	再エネ等含む
戸建住宅		断熱等性能等級6	30%以上削減	100%※1、2
集合住宅※3	低層	断熱等性能等級6※4	30%以上削減	75%※5
	中層			50%※5
	高層			—

※1 寒冷地、低日射、多雪地域は、再エネ含む一次エネルギー消費量削減率75%以上

※2 都市部狭小地等、多雪地域は、要件としない

※3 住棟全体の性能

※4 全住戸の外皮平均熱貫流率（UA値）の平均値が断熱等性能等級6の基準値を満たす場合、角住戸等に限って断熱等性能等級5以上でも可。

※5 多雪地域は、要件としない

お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室（住宅・建築物脱炭素化事業推進室） 電話：0570-028-341

住宅の脱炭素化促進事業のうち、 (2) 戸建住宅・集合住宅のZEH化・省CO2化促進事業（経済産業省・国土交通省連携事業）



戸建住宅のZEH化、集合住宅のZEH-M化による省エネ・省CO2化を支援します。

1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年ネットゼロの実現に貢献するため、住宅の断熱化や省エネ化等を支援し、住宅分野の脱炭素化とウェルビーイング／高い生活の質の実現を図る。

2. 事業内容

① 新築集合住宅のZEH-M化等支援

- 1) 低層ZEH-M（3層以下）、中層ZEH-M（4、5層）への定額補助：40万円/戸※1
- 2) 高層ZEH-Mへの定率補助※2（1/3）
- 3) 上記に加え、蓄電システム、CLT（直交集成板）、EV充電設備等に別途補助

② 既存住宅のZEH化改修促進支援（ZEHリノベ）

- 1) 既存住宅をZEH水準の要件を満たす住宅に改修する者に対して、工事の内容に応じた定額単価を積み上げた補助額（上限250万円/戸）
- 2) 既存住宅の省エネ診断を行う者に対して定率補助（1/3）

③ 新築戸建住宅のZEH・ZEH+化等支援※2

- 1) ZEH、ZEH+への定額補助
- 2) 上記に加え、蓄電システム、CLT（直交集成板）、EV充電設備等に別途補助

※1 LCCO2の算定を行った場合：50万円/戸

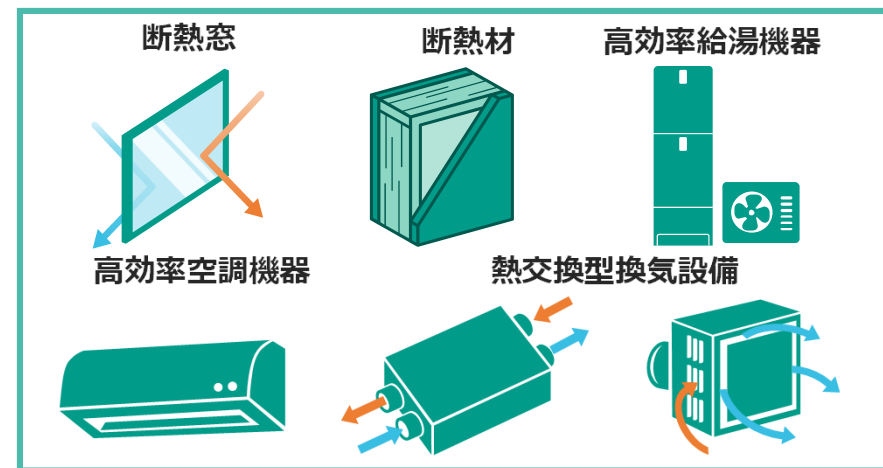
※2 過去に採択された案件の継続分に限る

3. 事業スキーム

- 事業形態： 間接補助事業
- 補助対象： 住宅取得者等
- 実施期間： 令和8年度～令和10年度

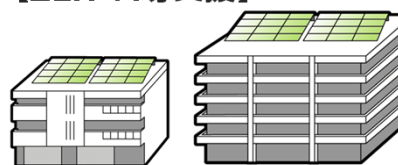
4. 補助対象の例

【ZEHリノベ】



ZEH水準の要件を満たす住宅へ改修

【ZEH-M等支援】



低層ZEH-M

中層ZEH-M

ZEH-M ※	外皮基準	一次エネルギー消費量削減率	
		省エネのみ	再エネ等含む
低層	断熱等性能等級5	20%以上削減	75%
中層			50%

※ 住棟全体の性能

住宅の脱炭素化促進事業のうち、 (3) 既存住宅の断熱リフォーム支援事業（経済産業省・国土交通省連携事業）



既存住宅の断熱リフォームによる省エネ・省CO2化を支援します。

1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年ネットゼロの実現に貢献するため、住宅の断熱化や省エネ化等を支援し、住宅分野の脱炭素化とウェルビーイング／高い生活の質の実現を図る。

2. 事業内容

住宅全体の一次エネルギー消費量のうち、暖冷房エネルギーの削減率が15%以上となるよう、主要居室を中心に断熱材、窓、ガラス等を改修・交換

- 1) 既存住宅の断熱リフォームを行う者に対して、定率補助（1/3）
- 2) 上記に加え、断熱材・窓の断熱改修と同時に実施する玄関ドア、間仕切壁、最上階以外の天井の断熱改修も補助対象

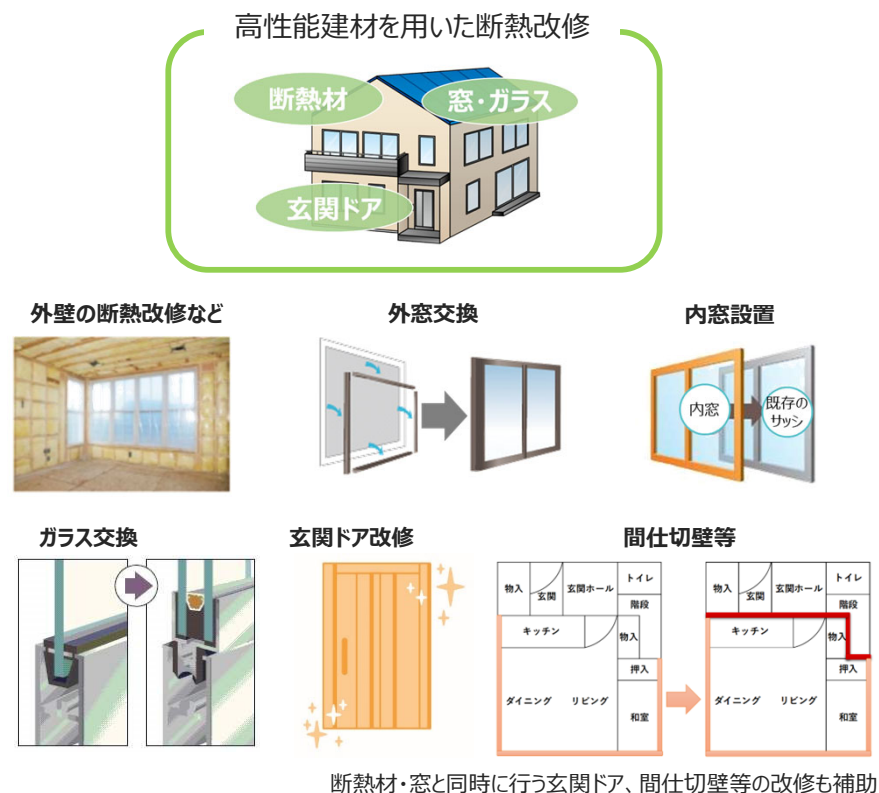
【補助上限額】

- ・既存戸建住宅：上限:120万円/戸
- ・既存集合住宅：上限:15万円/戸（玄関ドアも改修する場合は上限20万円/戸）

3. 事業スキーム

- 事業形態： 間接補助事業
- 補助対象： 住宅所有者等
- 実施期間： 令和8年度～令和10年度

4. 補助対象の例



脱炭素志向型住宅の導入支援事業（経済産業省・国土交通省連携事業）



【令和9年度要求額 50,000百万円（新規）】



ZEH基準の水準を大きく上回る省エネ性能を有する新築住宅（脱炭素志向型住宅）の導入を支援します。

1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や、2050年ネット・ゼロの実現に貢献するため、脱炭素志向型住宅の導入加速により、関連産業の産業競争力強化及び経済成長と温室効果ガスの排出削減を共に実現し、くらし関連分野のGXを加速させるとともに、住宅の省エネ化を加速させ、エネルギー価格高騰から国民生活を守る。

2. 事業内容

2050年ストック平均でZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指す牽引役として、ZEH基準の水準を大きく上回る省エネ性能を有する住宅の早期普及を図るため、脱炭素志向型住宅（GX志向型住宅）の導入に対して支援を行う。

○対象（補助額）： 新築戸建住宅 ※1、新築集合住宅 ※1

省エネ基準における地域区分 1～4：115万円／戸、
5～8：100万円／戸

※1：対象予算案の閣議決定日以降に、工事着手したものに限る。（P）

○主要要件： ①断熱等性能等級6以上

②一次エネルギー消費量削減率35%以上（省エネのみ）

③一次エネルギー消費量削減率100%以上（再エネ等含む）※2

④行動エネルギーマネージメント（HEMS等）

⑤建築事業者がGXに対する協力について表明等すること※3 など

※2：右の表を参照

※3：温室効果ガスの排出削減のための取組の実施、省エネ性能を満たす住宅の供給割合の増加など

3. 事業スキーム

■事業形態： 間接補助事業

■補助対象： 民間事業者・団体

■実施期間： 令和9年度～

4. 補助要件（詳細）・補助対象の例

＜補助要件（詳細）＞

住宅の種別 (形態・立地を含む)		断熱 性能	一次エネルギー消費量削減率		その他要件
			省エネのみ	再エネ含む	
戸建	下記以外の地域	等級6 以上	35% 以上	100%以上	・高度エネルギーマネージメント（HEMS等）の導入 ※他の機器との接続が可能な規格に適合することが必要（接続の是非は居住者の判断）
	寒冷地又は低日射地域			75%以上	
	都市部狭小地等又は多雪地域			—	
集合	1～3層			75%以上	
	4・5層			50%以上	
	6層以上				

＜補助対象の例＞



お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室／住宅・建築物脱炭素化事業推進室 電話：0570-028-341

断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO2加速化支援事業 (経済産業省・国土交通省連携事業)



【令和9年度要求額 98,000百万円（新規）】

くらし関連分野のGXを加速させるため、断熱窓への改修による即効性の高いリフォームを推進します。

1. 事業目的

- ① 地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年ネットゼロの実現に貢献するため、断熱性能の高い窓の導入を支援し、住宅の脱炭素化と「ウェルビーイング／高い生活の質」の実現に貢献する。
- ② 先進的な断熱窓の導入加速により、価格低減による産業競争力強化・経済成長と温室効果ガスの排出削減を共に実現する。

2. 事業内容

住宅における熱の出入りの大半は窓等の開口部で発生しているにもかかわらず、日本の住宅の7割は単板ガラスの窓のみによって構成されていることから、窓の断熱改修による住宅の省エネ・省CO2化のポテンシャルは大きい。

このため、本事業では、くらし関連分野のGXを加速させるため、既存住宅等における断熱窓への改修に対して補助を行う。

- ・ 補助額：工事内容に応じて定額
- ・ 対 象：住宅及び一部の非住宅建築物における、窓（ガラス・サッシ）の断熱改修工事（内窓設置、外窓交換、ガラス交換）等
- ・ 要 件：熱貫流率（Uw値）1.9以下など、建材トップランナー制度2030年目標水準値を超えるもの、その他の要件※を満たすもの等

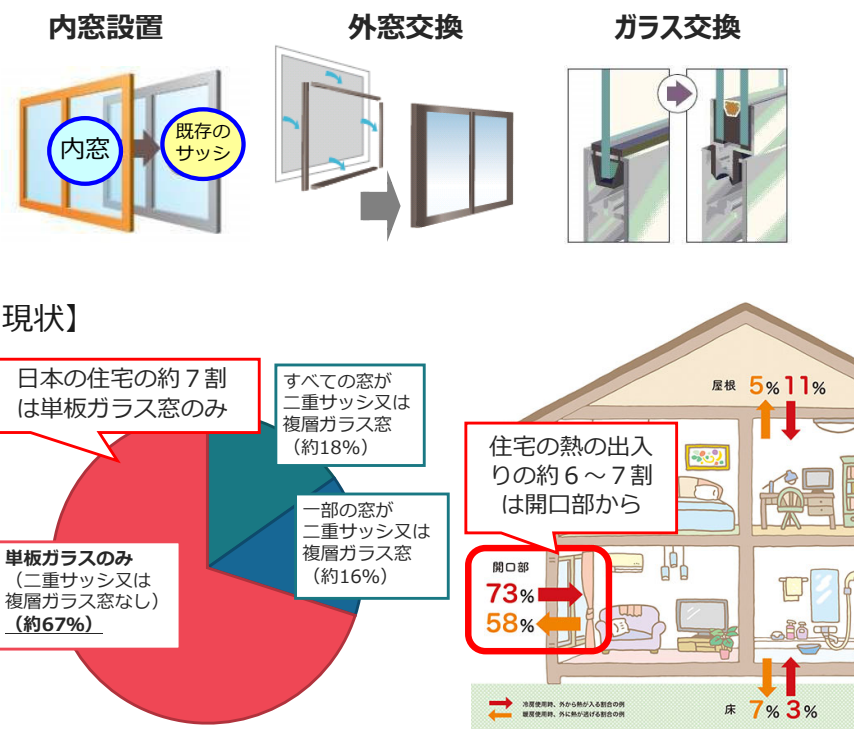
※要件の一例（企業の規模等による）

製造事業者が当事業の実施によって得られる収益の一部を基に自社の成長等を図っていくこと等についてコミットすること。

3. 事業スキーム

- 事業形態：間接補助事業者
- 補助対象：住宅の所有者、民間事業者及び団体等
- 実施期間：令和9年度～

4. 補助事業対象の例



出典：R5住宅・土地統計調査を基に環境省作成

参照：（一社）日本建材・住宅設備産業協会 省エネルギー建材普及促進センター「省エネ建材で、快適な家、健康な家」

建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業（一部農林水産省・経済産業省・国土交通省連携事業）



【令和9年度要求額 11,500百万円（6,700百万円）】
（※(1)①②④は、5年間で総額11,300百万円の国庫債務負担）

建築物等のZEB化・省CO2設備の導入等の支援により、脱炭素化と健やかで強い社会づくりを目指します。

1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年ネットゼロの実現に貢献するため、一度建築されるとストックとして長年にわたりCO2排出に影響する建築物のZEB化や省CO2設備の導入等を支援することで、建築物の脱炭素化を促進するとともに、ウェルビーイング／高い生活の質の実現やレジリエンス向上の同時実現を目指す。

2. 事業内容

(1) ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業 （一部農林水産省、経済産業省、国土交通省連携事業）

- ①低炭素型建材活用新築ZEB支援事業
- ②業務用建築物の脱炭素改修加速化事業
- ③業務用建築物ストックの省CO2改修調査支援事業
- ④躯体活用型ZEB化改修支援事業
- ⑤躯体活用型ZEB化改修調査支援事業
- ⑥建築物の脱炭素化推進に係る調査等事業
- ⑦新築建築物のZEB普及促進支援事業（継続事業のみ）
- ⑧既存建築物のZEB化普及促進支援事業（継続事業のみ）
- ⑨ライフサイクルカーボン削減型の新築ZEB支援事業（継続事業のみ）

(2) 水インフラにおける脱炭素化推進事業（農林水産省、経済産業省、国土交通省連携事業）

(3) 省CO2化と災害・熱中症対策を同時実現する施設改修等支援事業 （一部国土交通省連携事業）

- ①業務用施設における省CO2化・熱中症対策等支援事業
- ②フェーズフリーの省CO2独立型施設支援事業

(4) サステナブル倉庫モデル促進事業（国土交通省連携事業）

3. 事業スキーム

- 事業形態：
 - 委託先及び補助対象：
 - 実施期間：
- メニュー別スライドを参照

4. 事業イメージ

ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援

建築物のライフサイクル



省CO2化と災害・熱中症対策／サステナブル倉庫モデル促進



業務用建築物の脱炭素改修加速化事業（経済産業省・国土交通省連携事業）

【令和9年度要求額6,700百万円（4,000百万円）】
（※5年間で総額5,000百万円の国庫債務負担）

業務用建築物の脱炭素化を早期に実現するため、外皮の高断熱化及び高効率空調機器等の導入を支援します。

1. 事業目的

- ・地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年ネットゼロの実現に貢献するため、既存建築物の外皮の高断熱化や高効率空調機器等の導入を支援し、業務用建築物の脱炭素化とウェルビーイング／高い生活の質の実現を図る。
- ・先進的な断熱窓、断熱材や高効率な空調機器、照明器具、給湯機器の導入加速により、価格低減による産業競争力強化・経済成長と温室効果ガスの排出低減を共に実現する。

2. 事業内容

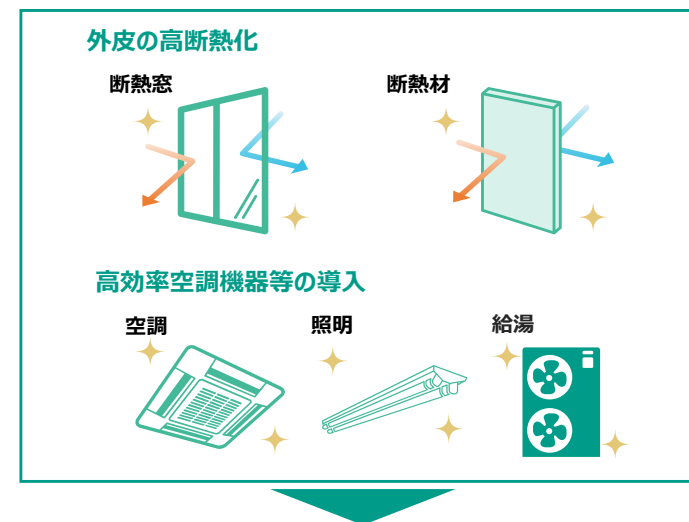
既存建築物の外皮の高断熱化及び高効率空調機器等の導入を促進するため、設計費・設備費・工事費への補助を行う。

- 主要要件 : 改修後の外皮性能BPIが1.0以下となっていること及び一次エネルギー消費量が省エネルギー基準から40%（用途によっては30%）程度以上削減されること（※ZEB基準の水準の省エネ性能を達成）、エネルギー管理や設備の運用改善を行うこと 等
- 主な対象設備 : 断熱窓、断熱材、高効率空調機器、高効率照明器具、高効率給湯機器等のうち、トップランナー制度目標水準値を超えるもの等、一定の基準を満たすもの。また、一定の要件を満たした外部の高効率熱源機器からエネルギーを融通する場合は、当該機器等も対象とする。
- 補助率 : 1/3～1/2

3. 事業スキーム

- 事業形態：間接補助事業
- 補助対象：地方公共団体、民間事業者、団体等
- 実施期間：令和5年度～

4. 事業イメージ



省エネルギー基準から、用途に応じて30%又は40%程度以上削減

※ ZEB基準の水準の省エネ性能：一次エネルギー消費量が省エネルギー基準から用途に応じて30%又は40%程度削減されている状態。